

令和5年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

1. はじめに	2
2. 償却資産について	
(1) 申告の対象となる資産	2
(2) 申告の対象にならない資産	3
(3) 償却資産の具体例	4
(4) 償却資産の主な業種別具体例	4
(5) リース資産を申告する方について	5
(6) 少額償却資産の取り扱いについて	5
3. 償却資産の申告について	
(1) 申告が必要な方	6
(2) 申告方法及び提出書類	6
(3) 申告についての注意事項	7
(4) 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	7
(5) 提出期限及び提出先	7
4. 償却資産の課税について	
(1) 納税義務者	8
(2) 評価額、課税標準額、税率、税額、免税点	8
5. 減価残存率表	9
6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点	10
7. 非課税・特例が適用される資産	
(1) 非課税の対象となる資産	11
(2) 課税標準の特例が適用される資産	11
8. 申告書の書き方	13

 国東市役所 税務課 資産税係

問い合わせ先 TEL：0978-72-1111

1. はじめに

平素より国東市税務行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、事業用に供されている資産（償却資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している資産を、資産が所在する市町村へ1月31日までに申告することが義務付けられております。

※今年度は**令和5年1月31日（火）までが申告期限**となります。

2. 償却資産について

個人や法人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権・漁業権などの無形固定資産や、自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる軽自動車等は課税の対象とはなりません。

（1）申告の対象となる資産

- ①有形固定資産（償却資産）として帳簿処理しており、国東市内に所在する全ての資産。ただし、家屋及び自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除きます。
- ②企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産（会社の帳簿には記載されていない資産）であっても、1月1日現在事業の用に供されている資産、又は供しうる資産。
- ③企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ④すでに減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿経理されている資産。
- ⑤遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）、未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- ⑥貸店舗等において、家屋の所有者以外の方（賃借人）が家屋に取り付けた附帯設備で、取り付けた方がその事業の用に供することができる資産である場合に限り、地方税法第343条第10項及び国東市税条例第54条第8項の規定により、取り付けた方を所有者とみなしますので、申告の対象となります。ただし、自己所有の建物を通常の維持管理の必要

から改修された場合は、償却資産としての申告の必要はありません。

- ⑦太陽光発電設備について、事業に用いるものであれば発電出力量の多少によらず、申告の対象となります。また個人設置の場合、発電出力量が10kw以上であれば、申告の対象となります。
- ⑧耐用年数が1年以上で、かつ1個（又は1組）あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産。詳細は以下のとおりです。

【個人の場合】

取得時期	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日～平成10年12月31日までに取得した資産	平成11年1月1日以降に取得した資産
取得価額	10万円以上	20万円以上	10万円以上

【法人の場合】

取得時期	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日～平成10年3月31日以前に開始した事業年度末に取得した資産	平成10年4月1日以降に開始した事業年度に取得した資産
取得価額	10万円以上	20万円以上	10万円以上

(※) 法人の場合は表中の金額未満でも、税務会計上資産として計上し、個別に減価償却しているものについては償却資産として申告の対象となります。詳細は「(6) 少額償却資産の取り扱いについて」をご参照ください。

(2) 申告の対象にならない資産

- ①自動車税の課税対象となる自動車、及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車など。(軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)
- ②生物。ただし観賞用、興行用及びこれらに準ずることに用いるものは申告の対象となります。
- ③無形固定資産(特許権、商標権、営業権、ソフトウェアなど)
- ④書画骨董。ただし複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは申告の対象となります。
- ⑤繰延資産(開業費、開発費など)や棚卸資産(商品、貯蔵品など)

⑥法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で、取得価額が20万円未満のもの。ただし、平成20年4月1日以後に契約を締結したものに限りません。

⑦耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く）。

（3）償却資産の具体例

種類	具体例
構築物	広告塔、駐車場の舗装、フェンス、外構、家屋所有者以外の者が施工した内装、その他
機械及び装置	印刷機、旋盤などの工作機械類、ブルドーザー、クレーンなどの建設機械類、いろいろな物品の製造や食料品の加工設備類、機械式駐車場設備やビルの変電設備、太陽光発電装置、その他
船舶	漁船、モーターボート、ヨット、水上バイク、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、その他
車両及び運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車両、ホイールクレーンなどの大型特殊車両、その他 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除きます。
工具・器具及び備品	ドリルなどの工具類、複写機、パソコンなどの事務機器、理・美容業用機器、医療機器、応接セット、陳列棚、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、カラオケセット、その他

（4）償却資産の主な業種別具体例

業種	主な償却資産の内容
共通	事務机、テーブル、イス、応接セット、ロッカー、金庫、コピー機、エアコン、パソコン、電話機、ファクシミリ、テレビ、看板、太陽光発電設備、陳列棚など
飲食業	厨房用品、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケなど
理・美容業	理容・美容イス、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、サインポールなど
小売業	冷蔵ストッカー、陳列棚、自動販売機、レジスターなど
医（歯）業	手術機器、レントゲン機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器など
不動産貸付業	金属フェンス、駐車場の舗装、太陽光発電設備など

(5) リース資産を申告する方について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（リース会社など）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンスリース)	申告不要	申告が必要
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	自己の資産として申告が必要	申告不要

※ 平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社など）が申告をする必要があります。

(6) 少額償却資産の取り扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によって、その取り扱いが異なります。

取得価額	個別に減価償却している資産	中小企業等の少額減価償却資産特例	3年間で一括償却	一時的に損金算入
10万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要
10万円以上20万円未満			/	/
20万円以上30万円未満				
30万円以上				

※ 国税（法人税及び所得税）と固定資産税（償却資産）とでは取扱が異なる場合があります。詳細は「6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点」を参照ください。

3. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和5年1月1日現在、事業を営んでいる方（個人・法人は問いません）で、事業のために用いる償却資産を所有する全ての方が対象です。

償却資産の多少にかかわらず、また増減が無い場合でも必ず申告をお願いします。

(2) 申告方法及び提出書類

① はじめて申告される方

提出書類・・・申告書、種類別明細書（国東市内に所在する全ての資産を記載してください）

② 前年度に申告されている方

令和4年1月2日から令和5年1月1日の間に増加・減少した資産または、令和4年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ等のあった償却資産を申告してください。

	申告書	種類別明細書		留意事項
		増加資産 全資産用	減少 資産用	
資産の増減が無い方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記載してください。
増加した資産がある方	○	○	×	申告書「18 備考」欄に「資産の増減あり」と記載してください。
減少した資産がある方	○	×	○	
増加・減少資産が両方ともある方	○	○	○	
事業を廃止された方	○	×	×	申告書「18 備考」欄にその旨を記載してください。（例：「令和〇〇年〇〇月〇〇日廃業」）

③新設・増設等で新しく太陽光発電設備を取得した方

添付書類・・・電気事業者と締結している売電契約書の写し、ソーラーパネル配置平面図等の写し

(3) 申告についての注意事項

- ① 事業所の解散、廃業、社名や住所などの変更をされた場合は、申告書中「18 備考」欄にその旨を記載してください。
- ② 申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(4) 申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

- ① 正当な理由が無く申告されない場合は、地方税法第386条及び国東市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。
- ② 虚偽の申告をされますと地方税法第385条の規定により、罰金刑を科せられることがあります。
- ③ 申告漏れ資産があった場合は、地方税法第17条の5の規定により最大で5年間遡って課税されることがあります。

(5) 提出期限及び提出先

① 提出期限・・・令和5年1月31日(火)

② 提出先・・・以下のうち、いずれかに提出してください。

○国東市役所 税務課 資産税係 (TEL:0978-72-1111)

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地

○国見総合支所 地域振興課 (TEL:0978-82-1111)

〒872-1401 大分県国東市国見町伊美 2300 番地 1

○武蔵総合支所 地域振興課 (TEL:0978-68-1111)

〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市 1086 番地 1

○安岐総合支所 地域振興課 (TEL:0978-67-1111)

〒873-0293 大分県国東市安岐町中園 100 番地

4. 償却資産の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が納税義務者となります。

(2) 評価額、課税標準額、税率、税額、免税点

①評価額は以下の計算によって求められます。

【前年中に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

【前年前に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率}) \cdots (a)$$

※ただし、(a)により求めた額が、(取得価額×5/100)に満たない場合は、(取得価額×5/100)の額になります。

(例1) 令和4年購入のコピー機（耐用年数5年、取得価額1,250,000円）の令和5年度評価額について

$$1,250,000 \text{円} \times (1 - 0.369 / 2)$$
$$= 1,250,000 \text{円} \times 0.815$$
$$= 1,018,750 \text{円 (評価額)}$$

※耐用年数が「5年」なので減価率は「0.369」になります。
減価率については「5. 減価残存率表」を参照ください。

(例2) 令和3年購入のパソコン（耐用年数4年、取得価額300,000円）の令和5年度評価額について

令和4年度

$$300,000 \text{円} \times (1 - 0.438 / 2)$$
$$= 300,000 \text{円} \times 0.781$$
$$= 234,300 \text{円 (前年度の評価額)}$$

令和5年度

$$234,300 \text{円} \times (1 - 0.438)$$
$$= 234,300 \text{円} \times 0.562$$
$$= 131,676 \text{円 (評価額)}$$

※耐用年数が「4年」なので、減価率は「0.438」になります。
※評価額の1円未満の端数は切り捨てます。

- ②償却資産は、原則として①で求められた評価額が課税標準額となります。
- ③税率は、100分の1.4です。
- ④税額(100円未満切捨)＝課税標準額(1,000円未満切捨)×税率(1.4%)
- ⑤免税点について、国東市内で同一人が所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

5. 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2年	0.684	0.658	0.316	26年	0.085	0.957	0.915
3年	0.536	0.732	0.464	27年	0.082	0.959	0.918
4年	0.438	0.781	0.562	28年	0.079	0.960	0.921
5年	0.369	0.815	0.631	29年	0.076	0.962	0.924
6年	0.319	0.840	0.681	30年	0.074	0.963	0.926
7年	0.280	0.860	0.720	31年	0.072	0.964	0.928
8年	0.250	0.875	0.750	32年	0.069	0.965	0.931
9年	0.226	0.887	0.774	33年	0.067	0.966	0.933
10年	0.206	0.897	0.794	34年	0.066	0.967	0.934
11年	0.189	0.905	0.811	35年	0.064	0.968	0.936
12年	0.175	0.912	0.825	36年	0.062	0.969	0.938
13年	0.162	0.919	0.838	37年	0.060	0.970	0.940
14年	0.152	0.924	0.848	38年	0.059	0.970	0.941
15年	0.142	0.929	0.858	39年	0.057	0.971	0.943
16年	0.134	0.933	0.866	40年	0.056	0.972	0.944
17年	0.127	0.936	0.873	41年	0.055	0.972	0.945
18年	0.120	0.940	0.880	42年	0.053	0.973	0.947
19年	0.114	0.943	0.886	43年	0.052	0.974	0.948
20年	0.109	0.945	0.891	44年	0.051	0.974	0.949
21年	0.104	0.948	0.896	45年	0.050	0.975	0.950
22年	0.099	0.950	0.901	46年	0.049	0.975	0.951
23年	0.095	0.952	0.905	47年	0.048	0.976	0.952
24年	0.092	0.954	0.908	48年	0.047	0.976	0.953
25年	0.088	0.956	0.912	49年	0.046	0.977	0.954
				50年	0.045	0.977	0.955

(固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋)

6. 固定資産税（償却資産）と国税（法人税、所得税）との相違点

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税、所得税）
償却資産の期間	暦年	事業年度
減価償却の方法（※1）	定率法（国税では旧定率法にあたる）	建物以外の資産は定率法、定額法の選択制
前年中新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めない	認める
中小企業の少額減価償却資産の特例（※2）	認めない	認める
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認めない	認める
増加償却（法人税法・所得税法）	認める	認める
評価額の最低限度（※3）	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改良費（※4）	区分評価	原則区分評価

※1 平成19年度税制改正により、国税において減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。

※2 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得価額の全額を損金算入できることとなっています（即時償却）。しかし、この規定は固定資産税（償却資産）には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので注意してください。

※3 平成19年度税制改正により、国税において残存価額が廃止されて、償却可能限度額が1円（備忘価額）まで引き下げられましたが、これらの規定は固定資産税（償却資産）には適用されませんので注意してください。

※4 償却資産の改良のため支出した金額（資本的支出）がある場合は、本体部と区分して申告してください。この場合、本体と同一の耐用年数を使用してください。

7. 非課税・特例が適用される資産

(1) 非課税の対象となる資産

→ 地方税法第348条に規定する資産

(2) 課税標準の特例が適用される資産

→ 地方税法第349条の3、同法附則第15条及び62条に規定する資産

特例対象 資産	適用 期間	特例率	適用条項		添付書類
内 航 船 舶 (漁船など)	—	1/2	地方税法 第349条の3	第5項	船舶原簿、船籍票および登録票の 写し、検査証書、航海日誌等
汚 水 又 は 廃 液 処 理 施 施 設	—	1/3	地方税法 附則第15条	第2項 第1号	特定施設設置（使用、変更）届出 書の写し
再生可能エネ ルギー発電設 備（10kw以 上の太陽光発 電装置）	3年 度分	2/3		第26項	R2.4.1～R6.3.31に「再生可能エ ネルギー事業者支援事業費補助 金」を受けて取得し、固定価格買 取制度の認定を受けていない <u>1,000kw未満</u> の太陽光発電設備 の場合 ①「補助金交付決定通知書」の 写し ②ソーラーパネル配置平面図等の 写し ③電気事業者と締結している売電 契約書の写し等
再生可能エネ ルギー発電設 備（10kw以 上の太陽光発 電装置）	3年 度分	3/4	地方税法 附則第15条	第26項	R2.4.1～R6.3.31に「再生可能エ ネルギー事業者支援事業費補助 金」を受けて取得し、固定価格買 取制度の認定を受けていない <u>1,000kw以上</u> の太陽光発電設備 の場合 ①「補助金交付決定通知書」の 写し ②ソーラーパネル配置平面図等の 写し ③電気事業者と締結している売電 契約書の写し等

<p>導入促進基本計画に基づき先端設備導入計画の認定を受けた中小企業が新たに取得した資産 ※</p>	<p>3年 度分</p>	<p>課税標準額を ゼロに 軽減</p>	<p>地方税法 附則第64条</p>	<p>①先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ②先端設備導入計画に係る認定書の写し ③工業会等による生産性向上設備の要件を満たすことの証明書の写し (申告がリース会社の場合は以下も必要) ④リース契約書の写し ⑤リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し</p>
--	------------------	------------------------------	------------------------	--

※ 先端設備導入計画の認定や制度の詳細については当市の活力創生課（TEL：0978-72-5183）へお問い合わせください。

償却資産申告書の

1 住所
郵便番号、住所(ビル名、階数、部屋番号まで)、電話番号をお書きください。
○個人の方…所有者の住所をお書きください。
○法人の方…本店所在地をお書きください。なお、本店以外に納税通知書等の送付を希望される場合は、その住所を()書きで併記してください。
○共有名義の方…代表者の住所をお書きください。

2 氏名
○個人の方…氏名、ふりがなをお書きください。また屋号がある場合はお書きください。
○法人の方…法人名、代表者名、ふりがな、屋号等をお書きください。
○共有名義の方…「代表者外○名」とお書きください。

資産の種類
償却資産の取得価額について、表の内容に応じて合計を書き入れてください。
○前年前に取得したもの…昨年度の申告の「計(二)」欄の数値になります。(初めての申告時は空白)
○前年中に減少したもの…前年中に売却や廃棄を行った等で無くなった資産のことです。
○前年中に取得したもの…前年中に購入や譲渡を受ける等で増えた資産のことです。

申告書の提出年月日を記入してください。

申告年度を記入してください。

令和 5 年 1 月 10 日
国 東 市 長 殿

受付印

〒 8 7 3 - 0 5 0 3
くにさきくにさきまちつるがわ くにさきびる
国東市国東町鶴川149番地
国東ビル 1階
(電話 0978 - 72 - 1111)

1 (ふりがな) 住所
2 (ふりがな) 氏名
くにさき たろう
国東 太郎 外1名
(屋号 国東太郎商会)

押印は必要ありません。

資産の種類	取 得 価 額											
	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物		3	791	000								
2 機 械 及 び 装 置		10	493	000								
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車 両 及 び 運 搬 具												
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品		1	220	970				577	290			
7 合 計		15	504	970				577	290			

資産の種類	評 価 額 (ヘ)												※ 決 定 価 額 (ト)											
	評 価 額 (ヘ)				評 価 額 (ヘ)				評 価 額 (ヘ)				決 定 価 額 (ト)				決 定 価 額 (ト)							
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円				
1 構 築 物																								
2 機 械 及 び 装 置																								
3 船 舶																								
4 航 空 機																								
5 車 両 及 び 運 搬 具																								
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品																								
7 合 計																								

ここは書く必要はありません。ただし電子申告の場合は入必要があります。

※記載上の留意点
○印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい
○初めて申告される方は、「前年前に取得したもの(イ)」、「前年中
※「償却資産申告書」は国東市ホームページからダウンロードできます。

「書き方」

3 個人番号又は法人番号

マイナンバーを記入してください。
(個人12桁、法人13桁)
※平成28年度申告書の様式から追加された項目です。

4 事業種目

具体的な事業の内容をお書きください。
2以上の事業を行っている場合は、主たる事業をお書きください。
法人の場合は資本金または出資金の額もお書きください。

※所有者コード

ここは書く必要はありません。

(償却資産課税台帳)

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ <input type="radio"/> 無
4 事業種目	卸売業・商店 太陽光発電	9 増加償却の届出	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
(資本金等の額)	(百万円)	10 非課税該当資産	有 ・ <input type="radio"/> 無
5 事業開始年月	平成 18 年 3 月	11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
6 この申告に 答する者の係 及び氏名	国東 太郎 (電話 0978-72-1111)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ <input type="radio"/> 無
7 税理士等の 氏名	(電話 - -)	13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 ・ 定額法
		14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
額	15 市内における 事業所等資産の 所在地	① 国東市国東町鶴川149番地1 ② 国東市国東町鶴川149番地2 ③ 国東市国東町鶴川149番地3	
計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)		貸主の名称等	
十億 百万 千 円		●▲リース有限会社(応接セット) TEL:0978-72-****	
3 791 000		16 借用資産	
10 493 000		(<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)	
643 680		17 事業所用家屋の所有区分	
14 927 680		<input checked="" type="radio"/> 自己所有 ・ 借家	
※ 課税標準額 (チ)		18 備考(添付書類等)	
十億 百万 千 円		国東太郎第2発電所分	
		・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し	
		(再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し)	
		・九州電力:電力受給契約書(売電契約書)の写し	

第二十六号様式(提出用)

8 短縮耐用年数の承認

9 増加償却の届出

耐用年数の短縮の承認を受けた方、増加償却の提出をされた方はその写しを添付してください。

10 非課税該当資産

11 課税標準の特例

この冊子の10ページをご覧ください。

15 市内における事業所等資産の所在地

国東市内における事業所等償却資産の所在地をお書きください。2以上の所在地がある場合には、主な所在地の番号に○を付けてください。

16 借用資産

借用(リース)資産の有無について該当する方に○をつけてください。
「有」の方は貸主の名称、電話番号等をお書きください。

18 備考(添付書類等)

添付した書類の名称や納税管理人の住所・氏名、その他この申告に必要な事項等についてお書きください。

前年度申告から資産内容の変更の無い方へ

この「18 備考」欄に『資産内容の変更なし』とお書きの上、「1 住所」「2 氏名」「3 個人番号又は法人番号」欄に必要事項を記載いただくだけでも構いません。

内容を書き入れてください。

に減少したもの(ロ)欄は『空白』になります。

<http://www.city.kunisaki.oita.jp/soshiki/zeimu/syokyakushisan05.html>

種類別明細書の「書き方」

青色申告をされている方へ

税務署に提出される『所得税青色申告決算書』の表のうち『○減価償却費の計算』で用いた「減価償却資産の名称等」「面積又は数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」の内容と基本的には一致します。

増加資産のみを申告する場合は「増加資産」、全資産を申告する場合は「全資産」に○を付けてください。

ここは書く必要はありません。

種類別明細書(増加資産)

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得	
					年 号	年	月	十 億	百 万
01	1		駐車場舗装	1	4	16	3		2
02	2		機械設備	1	4	20	8		
03	2		機械設備(改良費)	1	4	29	5		
04	6		商品陳列棚	⑤	4	22	3		
05	6		レジスター	1	4	22	3		
06	6		パソコン	1	4	30	6		
07	1		太陽光発電設備ネットフェンス(設置工事費含む)	1	5	1	(8)		1
08	2		太陽光発電設備システム・第1発電所(設置工事費含む)	1	5	1	8		4
09	2		太陽光発電設備システム・第2発電所(設置工事費含む)	1	5	2	8		3
10									
20									
小 計									15

ここは書く必要はありません。

数量が複数の場合も全体額を記入。

資産の種類

1…構築物、2…機械及び装置、3…船舶、4…航空機、5…車両及び運搬具、6…工具、器具及び備品

年号(取得年月)

令和…「5」、平成…「4」、昭和…「3」と記載してください。

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得
					年 号	年	月	
01	6		パソコン	1	5	4	3	
02	6		応接セット	1	5	4	3	
03								
20								
小 計								

ここは書く必要はありません。

ここは書く必要はありません。

(上段：増加・全資産、 下段：減少資産)

所有者名を記載してください。

(イ) 全資産 (用)				※ 所有者名		1 枚のうち		
				国東 太郎		1 枚目		
価 額	耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価 額				増加事由	摘 要
			十億	百万	千	円		
216 000	10	0.794			110	80	1.2 3.4	
900 000	10	0.794			45	00	1.2 3.4	
296 000	10	0.794		1	296	00	1.2 3.4	前年度申告漏れ
(955 500)	8	0.750			47	775	1.2 3.4	
(127 470)	5	0.631					1.2 3.4	取得価額の訂正あり
138 000	4	0.781					1.2 3.4	取得月の訂正あり
575 000	10	0.794			890	663	1.2 3.4	
700 000	17	0.873		3	352	757	1.2 3.4	
597 000	17	0.936			939	209	1.2 3.4	
504 970								

所有者名を記載してください。

(イ) 減少資産 (用)				※ 所有者名		1 枚のうち	
				国東 太郎		1 枚目	
得 価 額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘 要
			1 売却	2 減失	1 全部	2 一部	
百万	千	円	3 移動	4 その他			
104	790	4	5	1・2・3・4	1・2	1・2	廃棄
472	500	8	5	1・2・3・4	1・2	1・2	〇〇社に譲渡
				1・2・3・4	1・2	1・2	
				1・2・3・4	1・2	1・2	
577	290						

申告漏れ資産を、初めて申告する場合は「摘要」欄にその旨記載してください。

以前、申告した内容が間違っていたときは ()書きで記入してください。また「摘要」欄にその旨を記載してください。

ここは書く必要はありません。

増加事由
1…新品取得
2…中古品取得
3…移動による受入れ
4…その他
に○を付けて下さい。

取得価額
資産を取得するため支出した経費の額 (送料や工事費等含む)を記載してください。

減少の事由及び区分
資産減少の理由
1…売却 2…減失
3…移動 4…その他
減少資産は
1…全部 2…一部
当てはまる番号に○を付けて下さい。

何か特筆すべき事項がありましたら「摘要」欄にその旨記載してください。

第二十六号様式別表一 (提出用)

第二十六号様式別表二